

京都市職員人権研修について

1 目的

「人権行政」の担い手となる職員の人権意識の高揚や役割の自覚，問題解決に向けた実践力の向上を図るため，人権研修を行っている。

2 取組（平成23年度実績）

平成21年3月策定の京都市人材活性化プランにおける「目指す職員像」「求められる能力・姿勢」の一つとして「人権尊重の思想を基底に置いた行動」を掲げ，研修に取り組んでいる。

(1) センター研修における人権研修の取組（平成23年度）

ア 若手職員に対する研修の実施

新規採用職員研修 ⇒ 人権基礎編（市の施策，ツラッティ千本及び柳原銀行記念資料館見学）
基本理念研修（採用2年目職員） ⇒ 人権応用編（ネットワーク社会における人権）

イ 人権をテーマとした講座の実施（平成23年度）

憲法月間講座（5月30日（月）） ⇒ 女性の人権
人権問題講座（8月25日（木）） ⇒ 子どもの人権
人権月間講座（12月22日（木）） ⇒ 犯罪被害者の人権

ウ 公民交流セミナーの実施（人権文化推進課との共催，平成24年1月26日実施）

本市職員（課長級以上）と民間企業の人権研修推進者等との合同研修会を開催し，情報交換などを通じて人権問題等についての認識を深め，職場での研修の活性化を図るとともに，人的ネットワークを作る機会の提供を行う。

(2) 局区等における研修推進月間の取組

基本的人権について定めた日本国憲法の施行月である5月を「憲法月間」，世界人権宣言が採択された12月を「人権月間」とし，局区等における人権研修を推進し，人権文化の構築に関する理解を深める。

(3) 局区等研修支援

局区等が，人権等研修を実施する場合，人材活性化推進室が委託先として外部研修機関を指定し，予算の範囲内において研修に係る費用の支援を行う。